

第5章

自然にやさしく 安全な都市づくり



1. 自然環境との共生

現況と課題

小矢部市は、市域の44%を森林が占め、豊かな自然に恵まれています。しかし、造林事業の推進に伴い、天然樹林や広葉樹林が減少し、森林の水源涵養機能の低下が懸念されるとともに、色とりどりの美しい自然景観が損なわれてきています。また、山土砂採取などの林地開発により、自然景観や動植物の生息・生育環境(生態系)への影響が懸念されています。

これまで、保安林指定などにより、貴重な森林の保全、乱開発の規制を図ってきましたが、最近、法規制の及ばないミニ開発などの実施による森林の無秩序な開発が問題となっており、土地利用計画等で、開発を進める区域と保全する区域とを明確にし、適正な環境保全を図っていくことが必要となっています。

一方、特徴的な田園形態である「散居村」は、歴史的、文化的な価値も高く、また優れた景観でもあり、その保全対策の検討が求められつつあります。

また、本市は自然が身近で豊富であることから、自然環境への市民の意識・関心が希薄になりがちです。そのため、多様な機会を通しての意識啓発が必要となっています。

本市では、優れた自然風景地の保護と保健・休養地としての活用を目的として、「稲葉山・宮島峡県定

公園」及び「倶利伽羅県定公園」が指定されているほか、自然遊歩道などの整備により、市民が自然と親しめる環境づくりを推進しています。

近年では、ホタルやメダカなどが農村部でも減少していることなどもあり、豊かな森林とともに、動植物の貴重な生息地でもある小矢部川や子撫川などの水辺への関心も高まっています。適正な保全とともに、市民の憩いの場としての自然環境の活用がますます求められています。



鼓ヶ滝

施策の体系

自然環境との共生

自然環境の保全

自然環境の活用

主要施策

(1) 自然環境の保全

自然環境の保全のために土地利用計画の周知を図ります。多種の広葉樹植栽を奨励するなど、美しい森林景観づくりを促進するとともに、自然環境保全地区の指定などにより、自然景観の保全に努めます。また、動植物の生息地の復活や、巨木、古木の調査の実施により、市民の自然環境に関する意識啓発を推進します。

- 土地利用計画の啓発推進
- 天然林の保全と多種の広葉樹植栽の奨励
- 広域的連携による自然景観の保全
- 絶滅危惧種*の動植物の生息地の復活、保全
- 動植物生息調査の実施による自然環境保全地区の指定
- 自然環境ふれあい教育やイベントの開催
- 市の花木・花の植栽普及などによる自然環境保護意識の高揚
- 巨木・古木の調査、保全の実施



日吉社の大杉(杉谷内)

(2) 自然環境の活用

水辺の楽校など、市民に身近な親水空間の整備に努めるとともに、自然とのふれあい体験やイベントを充実するなど、自然と親しむ場や機会の確保・充実に努めます。また、花とみどりの少年団の活動を支援し、自然に親しみ、いづくしむ子ども達の育成を図ります。

- 河川の護岸や山あいのせせらぎなどを利用した親水空間の整備(水辺の楽校等*)
- 緑の村、学校林等を活用した自然体験学習やイベント等の充実
- 花とみどりの少年団の活動支援
- 及び指導者の育成



「水辺の楽校」予定地



2. 親雪・克雪の推進

現況と課題

これまで小矢部市では、雪に強いまちづくりに向け、積極的に取り組んでいます。除雪延長は機械除雪を基本に消雪装置も含め399,811m、市道全体の87%に達しています。消雪装置の整備は、昭和52年度から進められ、現在組織されている44消雪組合の協力等で、施設の維持・管理を行っています。しかし、井戸・ポンプ・配管施設は老朽化が進み、維持費も増大していることから、計画的に更新していく必要があります。また、市街地及び民家が連担する区域では、消融雪施設に地下水を利用しているため、冬期間における地下水位の低下現象が生じているので、その対策が必要となっています。

現在、本市では市除雪計画に基づき、市保有車両16台、民間からの借上車両113台で除雪作業にあっています。しかし、幹線道路等の整備により2車線道路が増加し、高速除雪の必要性が高まっていることや、早朝における交通安全の確保、除雪作業の迅速

化への要望などから、除雪・排雪施設、資機材の整備充実が必要となっています。

近年、高齢化の進行に伴い、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が増加しており、これら世帯の除排雪対策が問題となっています。また、市内の道路体系の整備による交通量の増加などから、歩道除雪の迅速化、歩行者の安全確保が求められてきています。

本市では、各地域での除排雪組織づくりを進め、地域単位での除排雪活動を促進しています。しかし、今後も変化する社会構造やニーズに対応したきめ細かい除排雪が必要であり、行政と地域が連携・協力し、雪に強いまちづくりを進めていかなければなりません。

また、本市では、雪を「克服する障害」としてとらえるだけでなく、「活用する対象」としてとらえ、積雪期における市民交流イベントを開催するなど、「雪と親しみ、雪を活かす地域社会」の形成に取り組むことが重要となっています。

施策の体系

親雪・克雪の推進

利雪・親雪の推進

除雪・克雪のまちづくり

除雪・排雪施設の整備

主要施策

(1) 利雪・親雪の推進

イベントの開催やスキー、スノーボードなどのスポーツを推進し、冬季における雪と親しむ機会づくりに努めます。また、雪のない都市との交流を推進するなど、雪を活かしたまちづくりを進めます。

冬季イベントの充実

雪のない都市との交流推進

冬季スポーツの推進



スノーフェスティバル

(2) 除雪・克雪のまちづくり

地域と連携した除雪体制とともに、地域での除排雪組織・体制の充実を図り、役割分担によるきめ細かな除雪に努めます。また、積雪時の雪・道路に関する情報提供や屋根雪除雪などの技術・機材に関する情報提供など、雪により日常生活の利便性や安全性が損なわれない対策を講じます。

地域と連携した除雪体制の整備

歩道除雪の迅速化

地域での除排雪組織・体制の充実・強化

地域情報化による、雪・道路に関する情報提供の実施

屋根雪融雪などの最新技術・機材の情報提供や財政援助



(3) 除雪・排雪施設の整備

融雪施設のリフレッシュ事業の推進や降雪センサーの集中管理方式導入、新型除雪機材の配備などにより、除排雪の効率と効果を高めます。また、凍結防止対策の充実など、安全な除排雪に努めます。

計画的な融雪施設のリフレッシュ事業の推進

降雪センサーの集中管理方式の導入

凍結防止対策の充実

表流水利用*や歩道の無散水融雪*の導入推進

新型除雪機材の配備、最新機材への更新など計画的な機材の整備、充実



3. 生活環境の保全

現況と課題

小矢部市では、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみに分別してごみ収集を行っています。可燃ごみは、有料の指定ごみ袋を使用し減量化を促進するとともに、資源ごみは、缶、ビン等の計8分類に加え、平成12年度からは容器包装リサイクル法の施行に伴い分別品目を追加し、ごみ減量化・リサイクル化に努めています。なお、収集については民間委託を実施し、ごみステーション方式にて行っていますが、設置数が多く、狭隘なところもあることから、収集時間を要するなど、作業効率の改善が問題となっています。

ごみ処理施設については、昭和51年から稼働している環境センターで処理を行っていますが、老朽化とともに煤塵の発生等で継続的な使用が困難な状態となってきました。現在、高岡地区広域圏で24時間炉の建設が予定されていますが、建設に向けての課題も多く、検討・調整が必要となっています。

本市では、分別による資源ごみ回収やスーパーなどによるトレイの自主的回収、生ごみ堆肥化の器具購入への助成など、ごみの減量化・資源化に取り組んでいますが、ごみ処理量は平成10年度で1万トンを超え、さらに増加する傾向がみられるため、減量化に向けた一層の取り組みが必要です。

リサイクルについては、各種団体により新聞紙、雑誌、古着の資源回収を行っています。しかし、リサイクルルートが確立されていないことや、資源ごみの価格が低迷し、逆有償となっていること、また回収量に対してリサイクルが追いつかない状態となっていることから、今後、消費から分別・回収・加工（製品化）・流通そして消費へと循環する仕組みをどのように構築するかが課題です。また、近年、産業廃棄物の処理について全国で多様な問題が生じており、本市においても適正な安全処理とともに、リサイクルの観点での対応が必要となっています。

本市では、自然環境の保全と衛生的な生活環境の構築のため、地域の地形や特性、実態等に応じた公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業*、農業集落排水事業*を計画

的に推進するとともに、下水道計画区域外の地域での合併処理浄化槽*の普及に努めています。しかし、普及率は県平均値を下回っている現状であり、継続的な事業推進が必要となっています。また、下水道整備には多大なコストがかかるため、計画的で効率的な事業展開とともに、住民の理解・協力による事業運営の適正化が求められます。

うるおいなどの精神的な豊かさを求める志向の高まりの中、快適な生活環境の創造が必要となっています。そのため、環境の保全とともに、生活環境を美しく、衛生的に保っていく取り組みが求められています。本市では県土美化の補助事業によるモデル地区の設定を行い、地区毎の環境美化活動を促進し一定の成果を上げてきていますが、全市的な環境美化への取り組みは活発とはいえません。そのため、今後、市民一人ひとりの環境美化への意識の高揚や主体的な活動が期待されます。

また、世界的に環境問題への関心が高まり、環境保全に対する一人ひとりの責任が問われてきています。日常生活における心がけや取り組みが、地域だけではなく地球全体へ影響を及ぼすという意識を持ち、できることから始めるという気運づくりが必要となっています。



分別収集

施策の体系

生活環境の保全

ごみの収集・処理体制の充実

ごみ減量化・リサイクルの推進

産業廃棄物の適正処理・再利用の推進

生活排水及びし尿処理の充

下水道事業運営の適正化

環境衛生と美化推進

地球環境の保全

主要施策

(1)ごみの収集・処理体制の充実

市民の理解と協力を得ながら、分別収集の徹底を図るとともに、ごみステーションの設置場所の見直しなど、ごみ収集の効率化を図ります。また、広域的な連携による廃棄物処理計画の策定および推進に努め、ごみ焼却処理施設の建設および広域圏処理に関連した施設の整備を進めます。

分別収集の周知徹底 ステーション設置場所の集約や見直し等、ごみ収集の効率化の促進
 ごみの直接受入体制の拡充等 広域的な廃棄物処理計画の策定および推進
 広域圏でのごみ焼却処理施設の建設や地域の実情にあった収集の実施
 可燃物の広域圏処理に対応する施設の整備

(2)ごみ減量化・リサイクルの推進

全市が一体となって、ごみの減量化・資源化に取り組み、資源循環型社会の構築をめざします。市民のリサイクル活動の促進や広域的なリサイクルセンターの整備を図るとともに、行政自ら行う環境保全への取り組みを推進します。

市民・事業者・行政が一体となった、ごみの減量化・資源化に取り組む推進体制づくり
 ゼロエミッション*活動の推進 広報、PRなどを通じた意識啓発及び活動促進
 自家リサイクル*及びマイバック運動*の推進等による市民のごみ減量化への取り組み促進
 リサイクル商品の利用推奨 不用品交換の推進 リサイクルセンター(工場)の整備
 広域的なリサイクル活動の推進 環境ISO認定取得による行政の環境保全への取り組み

(3)産業廃棄物の適正処理・再利用の推進

企業・メーカーの自社製品廃棄にあたっての責任回収を徹底するとともに、容器の再利用を促進します。また、ダイオキシンなどの有害物質の発生を抑制する処理の指導を強化するなど、産業廃棄物の適正な処理に向けた事業者等への意識啓発を図ります。

家電製品、自転車などの廃棄に対する製造メーカー等の責任回収の徹底
 リターナブル*瓶の使用やデポジット制度*の導入の促進
 ダイオキシンなどの有害物質に配慮した安全な産業廃棄物処理の指導強化

(4)生活排水及びし尿処理の充実

計画的に公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水事業を推進するとともに、下水道計画区域外での合併処理浄化槽の普及に努めるなど、地域の特性や実態に応じた生活排水・し尿処理の充実を図ります。

下水道処理計画に基づく公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水事業の推進
 下水道処理計画区域外での合併処理浄化槽の普及促進
 合併処理浄化槽の適正な維持管理の指導



(5)下水道事業運営の適正化

広報など、多様な媒体や機会を通じて、市民への意識啓発や情報提供により、下水道事業の意義や受益者負担の原則への理解を促し、水洗化率の向上を図ります。

水洗化の促進

(6)環境衛生と美化推進

環境美化に関しての市民への意識啓発をはかるとともに、各種団体が一体となったゴミゼロ運動や各種イベント・大会での環境美化運動を促進します。また、地域での活動を促すとともに、学校や家庭での環境美化教育を推進するなど、全市一体となって衛生的で美しいまちづくりを推進します。

環境美化啓発活動の推進 各種団体が一体となったゴミゼロ運動の展開
 各種イベント・大会での環境美化運動やPRの充実
 保健衛生協議会等の各種団体・組織との連携による、美化意識の啓発活動の推進
 地域での環境美化活動の促進、支援 学校・家庭での環境美化教育の推進
 除草の徹底等、空き地管理についての啓発活動や指導
 地域ぐるみの衛生害虫などの発生防止活動の推進

(7)地球環境の保全

環境への負荷を低減する温暖効果ガス*の排出抑制などとともに、省エネルギー意識の高揚やクリーンエネルギー*の利用促進など、市民の日常生活の中で取り組める地球環境保全対策を促進します。

温暖効果ガスの排出抑制、酸性雨*対策など市民への普及啓発
 省エネルギー意識の高揚及びクリーンエネルギー*の奨励



4. 公害の防止

現況と課題

小矢部市では、企業等による大規模で深刻な公害等は発生していませんが、生活の高度化や都市化の進展に伴い、生活汚水量や汚濁負荷が増大し、未然防止に向けた対応が必要となっています。

本市の公害に関する苦情は、大気汚染や水質汚濁、悪臭、騒音などについて毎年10件程度となっています。その内訳は、企業型公害に加え、一般家庭から発生する公害が多くなってきています。日常生活からの公害は、生活排水による水質汚濁や家庭焼却炉、野焼きによる大気汚染、悪臭などですが、特に家庭焼却炉での焼却は、塩化ビニール系のごみ焼却によるダイオキシン発生が問題となっています。そのため、日常生活から公害が発生している実態をもとに、市民一人ひ

とりの公害防止意識の啓発が必要となっています。

また、本市では、公害の発生を未然に防ぐために、企業と地域住民の間での公害防止協定の締結や、事業所への立ち入り調査・監視測定、公害除去設備の設置に対する利子補給など、企業と地域及び市が一体となって発生源対策に取り組んでいます。公害の監視体制としては、水質・騒音測定・臭気に関しては市が、大気汚染については県が定期的に監視・調査を行っています。

今後も、現在の取り組みを継続的に実施していくとともに、日常的に公害発生に留意し、監視する体制を充実していくことが必要です。

施策の体系

公害の防止

公害防止意識の啓発

公害発生の未然防止体制の充実

主要施策

(1) 公害防止意識の啓発

広報や多様な機会を通じた公害に関する情報提供や教育の推進、野焼き等の家庭での焼却自粛の指導強化などにより、モラルの高揚を図ります。また、低公害車*の普及促進などにより、市民の公害抑制に対する意識を高めます。

- 公害防止への市民意識(モラル)の高揚
- 低公害車*の普及促進等、交通公害の抑制対策の促進
- 野焼き、一般廃棄物の家庭での焼却自粛の指導強化

(2) 公害発生の未然防止体制の充実

公害発生源の把握や実態調査、監視体制の強化とともに、新たな公害に関する情報の収集や提供など、専門性の高い公害防止対策に努めます。また、身近な家庭排水による河川の水質汚濁についての意識啓発や、モニター制度による調査や監視体制の確立に努め、市民の公害発生防止への意識を高めます。

- 公害発生源の把握と実態調査及び監視体制強化
- 新たな有害物質による汚染等、関係機関との連携を強化した情報収集及び情報提供の充実
- 家庭排水による河川の水質汚濁についての意識啓発の推進
- モニター制度による市民参加の調査、監視・指導体制の推進



騒音監視

5. 消防・防災体制の充実

現況と課題

小矢部市では、平成12年4月に消防庁舎を移転新築し、消防施設・装備の充実を図り、緊急初動体制や救急救助体制の整備を進めています。しかし、都市構造や生活様式の変化などにより、火災による被害は複雑化する傾向にあり、今後はこのような実態への対応とともに、大規模な災害や火災も想定した消防設備・資機材の計画的な整備充実を引き続き推進する必要があります。

消防体制では、常備消防に加えて、非常備消防として消防団及び私設消防隊、婦人消防隊などが組織されており、活発な活動が展開されています。常備消防においては、職員の技術力向上とともに人員面も含めた体制の充実が必要となっています。非常備消防については、消防団員の高齢化や新規の入団希望者の減少などもあり、組織の活性化や地域・事業所等の消防活動への理解促進などが課題となっています。

また、火災予防の徹底が重要であり、本市では、各消防組織が、それぞれに火災予防の啓発活動を展開しているとともに、検査、査察等を通じた火災予防の指導に努めています。今後、査察の充実や危機意識の高揚など、さらなる火災予防対策の推進が課題となっています。

救急・救助に関しては、消防隊が救急隊と兼務し救命率の向上に努めていますが、救急出動回数は年々増加しており、今後の高齢化の進行に伴って件数増加が予想されることから、関係機関や地域と連携を図り、救急・救助体制を一体的に強化していくことが必要となっています。

小矢部市では、阪神淡路大震災を教訓に「小矢部市地域防災計画」を大幅に見直し、総合的な防災対策の推進に努めています。また、市内18地区に自主防災組織を設立し、さらに各地区防災会が互いに情報を交換する場として小矢部市自主防災会連絡会議を設置し、防災資機材の配備や防災活動の支援を

行っています。

新消防庁舎内に「防災センター」を設置し、防災活動拠点を整備しました。昭和57年にはアナログ方式*の防災行政無線を設置し、防災体制および施設の整備に取り組んでいますが、今後とも大規模災害を想定した防災訓練の実施や、各種施設・設備の十分な整備・最新機器への更新が必要とされています。

一方、本市の既存市街地は、木造住宅や店舗などが密集し、狭隘道路も少なくないため、被害拡大の危険性が高い状況にあります。また、市内には砂防指定地55箇所、地滑り防止区域18箇所、急傾斜地崩壊危険区域11箇所が指定されており、特に石川県境の丘陵地帯は溪流浸食が著しく、危険箇所が多くなっています。

また、山林開発、人工造林による山林の保水能力の低下などにより、市街地での住宅の浸水被害など、下流域での災害発生の多発化が懸念されています。

このようなことから、市街地整備や環境保全など、関連する施策などの調整を図りながら、災害に強い都市づくりを総合的に推進していく必要があります。



消防庁舎

施策の体系

消防・防災体制の充実

消防・救急関連施設・設備の充実

消防力の強化、充実

火災予防の推進

救急・救助体制の強化

防災体制の整備

防災施設の充実

災害に強い都市環境の整備

主要施策

(1) 消防・救急関連施設・設備の充実

消防・救急資機材の計画的な整備を進めるとともに、適切な消火活動が行える消防水利や耐震性貯水槽の確保・整備に努めます。また、関係機関との情報通信体制の整備や、各地域での非常備消防拠点の整備充実など、緊急時の対応の迅速化に備えます。

新型車両の配備、最新車両への更新など、計画的な消防・救急資機材の整備・充実
 消防水利の確保と大規模地震に備えた耐震性貯水槽の設置
 消防無線のデジタル化による関係機関との情報通信体制の整備
 コミュニティ消防センター*の計画的な整備等、非常備消防拠点の充実

(2) 消防力の強化、充実

専門化・高度化する消防業務に対応する体制の強化を図るとともに、広域的な連携を強化し、相互応援体制の充実を図ります。また、消防団の活性化とともに、地域や職域における自衛消防組織を育成し、初期消火の充実を図るなど、多様な火災への対応力を高めます。

消防業務の専門化・高度化に対応した消防業務体制の強化
 広域応援体制の強化 消防団の活性化 地域、事業所などの自衛消防組織の育成

(3) 火災予防の推進

火災発生の未然防止に向けた講習会等の開催や予防査察の充実、放火防止対策の推進を図るとともに、啓発や指導の拠点としての防災センターの機能を充実します。また、きめ細かい防火意識の啓発活動により、市民・地域の防火意識の高揚を図ります。

防災センター機能の充実、講習会等啓発活動の推進 事業所等における予防査察の充実
 放火防止対策の推進 子どもから高齢者まで、年代に応じた防火意識の啓発活動、情報提供
 防火モデル地区の指定による地域ぐるみでの防火意識の高揚

(4) 救急・救助体制の強化

救急救命士の養成と技術向上に努めるとともに、医療機関との連携による救急体制の充実を図ります。また、高齢者を対象とした救急通報・出動体制の充実により、救命率の向上に努めます。更に、救急・救助活動の人材育成により、地域での対応力強化と市民の意識啓発を図ります。

救急救命士*の養成 医療機関との連携強化による迅速かつ的確な救急体制の整備充実
 救急・救命講習会などによる地域での救急・救助活動のリーダー養成
 高齢者を対象とした救急通報・出動体制の充実

(5) 防災体制の整備

時代変化や地域の実態に応じた地域防災計画の定期的な見直しを行います。実践的な訓練やライフライン*関係機関との連携強化、情報伝達・連絡体制の確立など、災害時を想定した対策の強化に努めます。また、市民や地域の防災意識の高揚や活動の促進とともに、周辺市町村との広域的な防災体制の整備に努めます。

地域防災計画の定期的見直し 災害時を想定した実践訓練の実施、マニュアル作成
 災害時を想定した運輸・通信・電気・水道など、ライフライン*の関係機関との連携強化
 非常時における情報伝達・連絡体制の確立 市町村間の広域防災システムの充実
 広報や防災センターでの防災講座の開催などによる市民の防災知識・意識の向上
 地区防災会の育成・強化



防災訓練

(6) 防災施設の充実

災害発生を想定し、通信機能や防災資機材の整備充実を図るとともに、市内各地区および広域での飲料水・食糧等の備蓄に努めます。また、公共施設・避難場所の耐震性の強化や、的確な避難誘導を図る各種施設・設備の整備を進め、災害発生時における安全性の確保に努めます。

防災行政無線のデジタル化*及び無線機材の充実
 各地区での飲料水・食糧等の備蓄及び広域による計画的備蓄体制の整備
 防災資機材の充実 公共施設や避難所の耐震性の推進
 既存公共用地を活用した防災用ヘリポートの整備及び上空からの建物識別標示*の整備
 案内看板等、避難所の周知徹底

(7) 災害に強い都市環境の整備

建築物の耐震化・不燃化を促進するとともに、災害時の避難場所・経路および緊急物資等の輸送路の確保に努めるなど、災害発生に備えた整備を進めます。また、計画的な河川改修や護岸整備、危険箇所等の実態把握や監視体制の強化など、災害の未然防止に努めます。

市街地再開発等に合わせた建築物の耐震化・不燃化への指導強化
 市街地における公共空地*や避難路の確保 災害危険箇所等の実態把握及び監視体制の強化
 災害時の輸送路や広域応援体制に対応できる道路網の整備
 市街地の雨水排水施設の整備 河川の計画的改修
 災害に強く、自然にも配慮した護岸整備の促進
 急傾斜地などの危険区域の崩壊防止対策の促進



6. 交通安全・防犯体制の充実

現況と課題

小矢部市では、平成7年から平成10年までの交通事故件数は減少傾向にありましたが、平成11年には増加に転じ322件の交通事故が発生しています。本市では、交通安全対策の一環として、小矢部市交通安全対策協議会を中心に、関係団体が連携・協力し、各季の交通安全運動などに取り組んでいます。また、道路標識や反射鏡、交通安全灯など、交通安全施設の計画的な整備とともに、交通事故相談や市民交通傷害保険制度を設け、交通事故被害者の救済に努めています。高齢化の進行と、市内の道路体系の整備に伴う交通量の増加から、交通安全対策の重要性はますます高まっており、市民の交通安全に対する一層の意識啓発が必要となっています。

近年、社会では青少年の非行や犯罪が凶悪化、広域化、低年齢化する傾向がみられる一方、幼児・児童への虐待や家庭内暴力など、表面化しにくい事件が深刻な問題となっています。

小矢部市と福岡町で構成する小矢部地区防犯協会を中心に、各地区の防犯組合が連携・協力し、防犯運動の推進に取り組んでいます。都市化の進行や社会生活の多様化、地域社会の連帯意識の希薄化などにより、地域の犯罪抑制力が低下してきています。そのため、関係機関の連携のもと、地域における犯罪抑制力の強化をめざし、防犯活動の充実を図らなければなりません。

施策の体系

交通安全・防犯体制の充実

交通安全対策の充実

防犯活動の充実

主要施策

(1)交通安全対策の充実

交通安全意識の高揚や交通安全教育・指導を推進するとともに、市民の主体的な活動を支援します。また、チャイルドシートなどの安全用具装着の普及や交通安全施設の整備、交差点改良など、事故発生の未然防止に努め、事故のない安全な都市をめざします。

- 市民総ぐるみのマナー向上等、交通安全意識の高揚
- 市民主体の交通安全運動の支援
- 警察など関係機関との連携による、地域及び世代に応じたきめ細かな交通安全指導の推進
- 反射用具・チャイルドシートなどの安全用具装着の普及
- 交通安全灯・安全標識・案内標識などの交通安全施設の整備及び交差点改良の推進
- 相談、共済制度など、交通事故被害者の救済制度の充実
- 放置、無秩序な駐輪への対策強化



交通安全指導

(2)防犯活動の充実

犯罪の未然防止に向けた、関係機関との連携による地域での防犯体制の充実や家庭・学校・地域が一体となった監視体制の強化を図ります。また、犯罪から身を守る対策や犯罪被害に合った時の相談など、多面的な犯罪への対応策を推進します。

- 防犯推進委員の育成や関係機関との連携による、地域での防犯体制の充実
- 家庭、学校、地域住民が連携した監視体制強化や環境浄化の推進
- 自己防衛に関する指導や啓発活動の推進
- 犯罪被害者の相談窓口の充実
- 生活道路や公園などへの防犯灯の増設

